

第6部

東海地震事前対策等

これまで、東海地震は予知の可能性が高い地震とされてきましたが、平成25年に中央防災会議の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」で、現在の科学的知見からは確度が高い地震の予測は困難との報告がなされました。

これにより、内閣府では、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表を今後に行わないこととし、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」が発表されることになりました。

この運用開始に伴い、東京都では大規模地震対策特別推進法に基づく東海地震の事前対策について、今後の運用は行わないこととしています。

そこで、下記のとおり当面の対応を行うこととします。

記

- 1 大規模地震対策特別措置法に基づく「目黒区地域防災計画 第6部 東海地震事前対策等」の運用は今後行わない。
- 2 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合には、区民に対し今後の備えについて呼びかけ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、情報収集・連絡体制の整備、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等必要に応じて実施する。
- 3 東海地震及び南海トラフ巨大地震に関する今後の目黒区地域防災計画の修正については、国の法律改正及び東京都の方針等を踏まえて検討する。



第1章

警戒宣言に伴う対応措置



第1節 対策の考え方

第1 策定の趣旨

東海地震は、その発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明していることから、現在日本で唯一予知の可能性が高いとされている地震です。

昭和53年に、地震を予知し、地震による災害を防止・軽減することを目的とした「大規模地震対策特別措置法」（以下、「大震法」という。）が施行されました。この法律は、地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としています。

平成13年12月の中央防災会議において、想定震源域の見直しが報告されました。これを受け、大震法に基づく「著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」（強化地域）として、平成24年4月1日現在、1都7県157市町村が指定されています。

目黒区は震度5弱（地域によって5強）程度と予想されるところから、強化地域として指定されておらず、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていません。

しかし、震度5程度の揺れであっても、人的・物的に相応の被害が生ずるものと予想されます。また、東海地震予知情報等^{*1}の発表や警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生も懸念されるところです。

このため、目黒区防災会議は、社会的混乱の防止並びに被害の軽減を目的として、東海地震予知情報等並びに警戒宣言に備えた対策を構築することとし、目黒区地域防災計画の「東海地震災害事前対策」を策定するものです。

※1 「東海地震予知情報等」：気象庁が発表する東海地震に関連する調査情報（臨時）、同注意情報、同予知情報

第2 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものです。

- 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常通り確保することを基本としながら、
 - 警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止する対応措置
 - 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものですが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表時や、これに基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合においても、混乱が発生することが予想されることから、この混乱防止のために必要な対策も盛り込んだものです。
- この第6部に記載のない東海地震の事前対策については、目黒区地域防災計画「第2部 施策ごとの具体的計画」及び「第3部 震災復興計画」に基づき実施します。
- 目黒区の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものです。

第3 前提条件

本計画にあたっては、次を前提条件としています。

- 東海地震が発生した場合は、目黒区の予想震度は、震度5弱（中小河川沿いは震度5強）です。
- 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は、大きく様相が異なるものと予想されます。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間と想定します。

ただし、各機関において、対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとします。

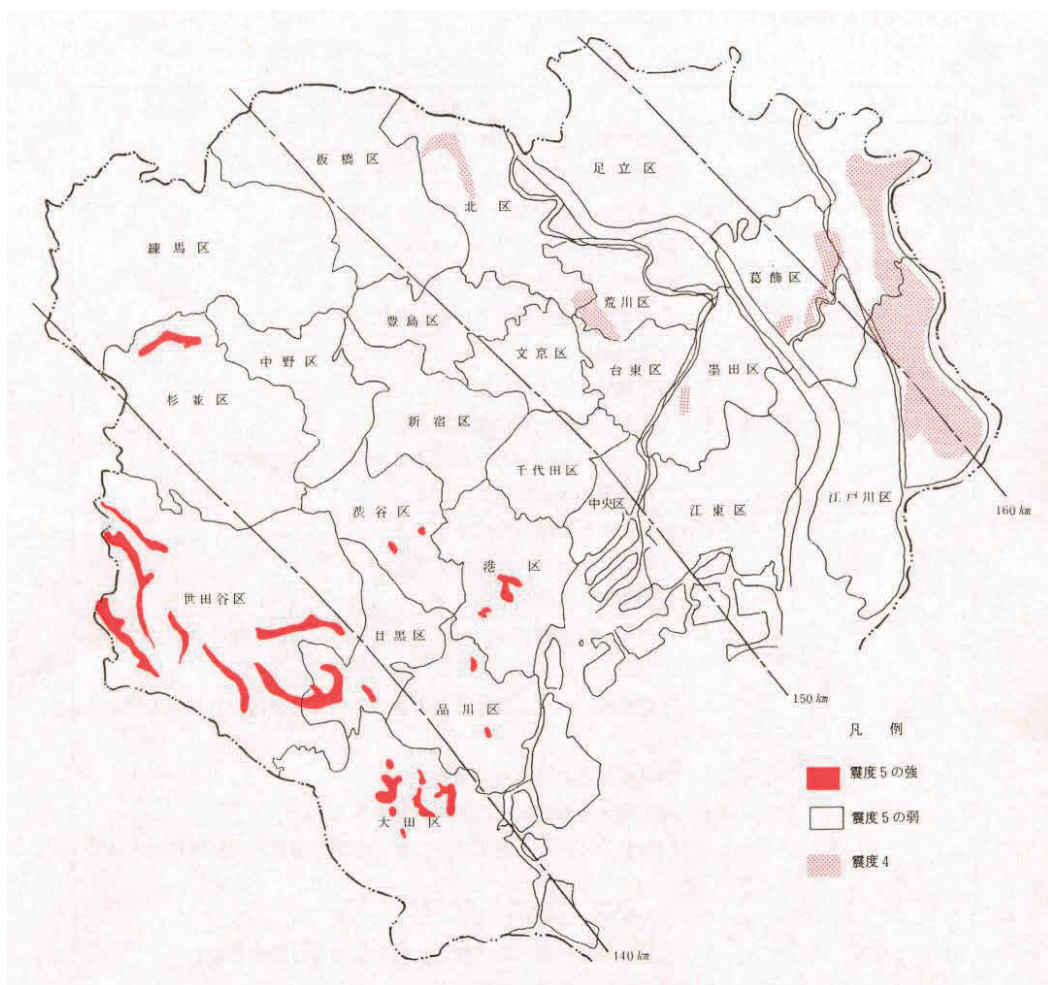


図 東海地震に係る東京の震度分布予想図

第4 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところですが、今後、必要に応じ計画を修正していくものとします。

第2節 関係防災機関の業務大綱

都・区・指定公共機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりです。

第1 区

- ・目黒区防災会議に関すること。
- ・防災に係る組織及び施設に関すること。
- ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・緊急輸送の確保に関すること。
- ・避難の指示等及び誘導に関すること。
- ・医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- ・外出者の支援に関すること。

- ・応急給水に関すること。
- ・救援物資の備蓄及び調達に関すること。
- ・被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- ・ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- ・区有施設の応急復旧に関すること。
- ・災害復興に関すること。
- ・防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- ・防災区民組織の育成に関すること。
- ・事業所防災の啓発に関すること。
- ・防災教育及び防災訓練に関すること。
- ・その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2 都関係

機関の名称	事務又は業務の大綱
目黒消防署	1 各種情報の収集連絡に関すること。 2 災害の予防・警戒に関すること。 3 区民の指導に関すること。 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む）の作成等の指導に関すること。
目黒消防団	1 各種情報の収集連絡に関すること。 2 災害の予防・警戒に関すること。 3 地域住民の防災指導に関すること。
警視庁第三方面本部 目黒警察署 碑文谷警察署	1 各種情報等の収集、連絡に関すること。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 3 交通の混乱等の防止に関すること。
東京都第二建設事務所	1 道路及び橋りょうの保全に関すること。 2 河川の復旧に関すること。 3 水防に関すること。
水道局南部支所（桜丘庁舎） 目黒営業所	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の保全に関すること。
下水道局南部下水道事務所	1 下水道施設の保全に関すること。

第3 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)東京支社	郵便、貯金、保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。
首都高速道路(株)東京西局	首都高速道路等の保全に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) 品川支社	1 電力施設等の建設並びに、これらの保全に関すること。 2 災害時における電力の供給に関すること。
東京ガスグループ	1 ガスの供給に関すること。 2 ガス施設等の保全に関すること。
NTT東日本	1 電報・電話等の確保に関すること。

第4 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東急バス(株)	1 バス輸送に関すること。 2 車両、施設の保全に関すること。
東急電鉄(株)	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。

第5 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人目黒区医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。

第3節 事前の備え

第1 緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区地域防災計画に基づき実施しているところですが、本章ではとくに予知情報による社会的混乱の防止という観点から、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備・資機材等の整備、②従来から推進している予防対策のうち東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取りあげるものとします。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

機 関	事 業 計 画
警察署	1 情報伝達用資機材の整備 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するための資機材を整備します。
NTT東日本 東京南支店	1 特設公衆電話回線の整備 警戒宣言が発せられた直後から、通話が集中して著しくかかりにくくなると予想されます。避難所等からの通話を確保するため、特設公衆電話回線の整備を行います。

2 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

機 関	事 業 計 画
区	ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止の安全指導を図っていきます。
東京都第二建設事務所	電線類地中化事業を進めていきます。
NTT東日本 東京南支店	通信建築設備の耐震対策の実施、通信ケーブルの地下配化の実施、防災関係機関等ケーブル被災時の早期復旧体制の強化を図ります。

第2 広報及び教育

東海地震については、地震予知ということが前提となっていますが、これは震災対策上初めてのことです。そこで、区及び関係防災機関は、平常時からあらゆる機会を利用して、区民が東海地震に対する正確な知識に基づき的確な行動がとれるよう、広報及び教育を行い、区民の地震に対する意識の啓発指導を行うこととします。

1 広報

(1) 広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの3段階に区分して広報します。

広報内容は、次のとおりです。

ア 東海地震についての基本的知識

イ 都民への呼びかけの内容

ウ 東京の予想震度及び被害程度

エ 区民のとるべき措置

オ 事業所等のとるべき措置

カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりです。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

(ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

(エ) 買い出しによる混乱防止のための広報

(オ) 預貯金の引き出しなどによる混乱防止のための広報

(カ) その他の広報（電気、ガス等の使用上の注意など）

(2) 広報の方法

ア 印刷物による広報

「めぐろ区報」をはじめ、各防災機関が発行する各種の広報紙や印刷物により防災知識の普及を図ります。

イ 区ウェブサイト等による広報

各防災機関と連携して体系的な防災情報を区ウェブサイトに掲載し、防災知識の普及を図ります。また、緊急性の高い情報の伝達手段として有効なSNSについて、利用の普及を図ります。

ウ 各種集会等による広報

区をはじめ各防災機関が実施する防災訓練、防災教室、講習会その他各種の集会の機会をとらえて防災思想の普及と向上に努めます。

2 教育指導

(1) 幼児・児童・生徒等に対する教育

学校（園）において、次の事項について、児童・生徒に対する地震防災教育を実施します。

ア 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における「必ず指導する基本的事項（災害安全）」に基づき指導します。

(ア) 地震発生時の安全行動

(イ) 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」及び小中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】を活用し、地震に関する防災教育を推進します。

第3 事業所に対する指導（消防署）

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が大きいため、事業所に対して、消防計画の作成等の指導を行います。

1 対象事業所

- (1) 消防法及び火災予防条例により、消防計画等を作成することとされている事業所。
- (2) 東京都震災対策条例により、防災計画を作成することとされている事業所。

2 指導内容

(1) 消防計画等に定める事項

- ア 警戒宣言発令時における事業所の営業の継続又は自粛に関する事。
- イ 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事。
- ウ 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関する事。
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
- オ 従業員の時差退社に関する事。
- カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関する事。
- キ 化学薬品等危険物類の転倒・落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事。
- ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関する事。
- ケ 警戒宣言発令時に関する教育訓練に関する事。
- コ その他警戒宣言発令時に関する必要な措置に関する事。

(2) 予防規程（危険物施設）に定める事項

（ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）

- ア 施設の安全を確保するための操業、危険物荷卸し等の制限・停止、その他の措置に関する事。
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検・配置、その他の措置に関する事。
- エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関する事。
- オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- カ 火気の使用制限・禁止等出火防止のための措置に関する事。
- キ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関する事。
- ク 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- ケ 地域住民に対する広報に関する事。
- コ その他地震防災上必要な措置に関する事。

3 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導。
- (2) 講習会、講演会、その他各種集会による指導。
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導。
- (4) その他立入検査等消防行政執行時における指導。

区及び関係防災機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施します。内容については、次のとおりです。

第4 防災訓練

関係防災機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施します。内容については、次のとおりです。

区分	機関	内 容
警備・交通訓練	警察署	警戒宣言に伴う混乱防止のため、関係防災機関及び地域住民及び事業者等と協力して年1回以上実施します。 1 部隊の招集・編成訓練 2 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） 3 情報収集伝達訓練 4 通信訓練 5 部隊配備運用訓練 6 装備資機材操作訓練
震災消防活動訓練	消防署	1 参加機関等 （1）消防団 （2）協定締結等の民間団体 （3）関係防災機関 （4）東京消防庁災害時支援ボランティア 2 訓練内容 （1）非常招集命令伝達訓練 （2）参集訓練 （3）初動措置訓練 （4）情報収集訓練 （5）通信運用訓練 （6）震災署隊本部運営訓練 （7）部隊編成及び部隊運用訓練 （8）消防団との連携訓練 （9）協定締結等の民間団体との連携訓練 （10）各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。
その他の防災機関訓練	建設事務所 東京都第二	下記の訓練を実施し、職員の防災意識の高揚を図ります。 1 職員の参集訓練 2 道路・河川等の点検及び応急対策訓練 3 情報伝達訓練
	N T T 東日本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施します。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 都区の防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。
	東急電鉄 (株)	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施します。 1 情報連絡訓練 2 旅客誘導案内訓練 3 各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体・警察署・消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識・技能の修得を図ります。
	その他	警戒宣言の想定を取り入れた訓練を年1回以上実施します。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

気象庁は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に「東海地震注意情報」を発表することとなっています。従来の判定会招集連絡報は廃止されましたが、判定会の開催はこの注意情報の中で報じられます。本節においては、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ、実施すべき措置について定めるものとします。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動します。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時には、区は平常時の活動を継続しながら、情報収集等を行います。

第1 注意情報の伝達

注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要があります。

1 伝達系統

区を中心とした調査情報（臨時）・注意情報の伝達経路及び伝達方法は、次のとおりとします。

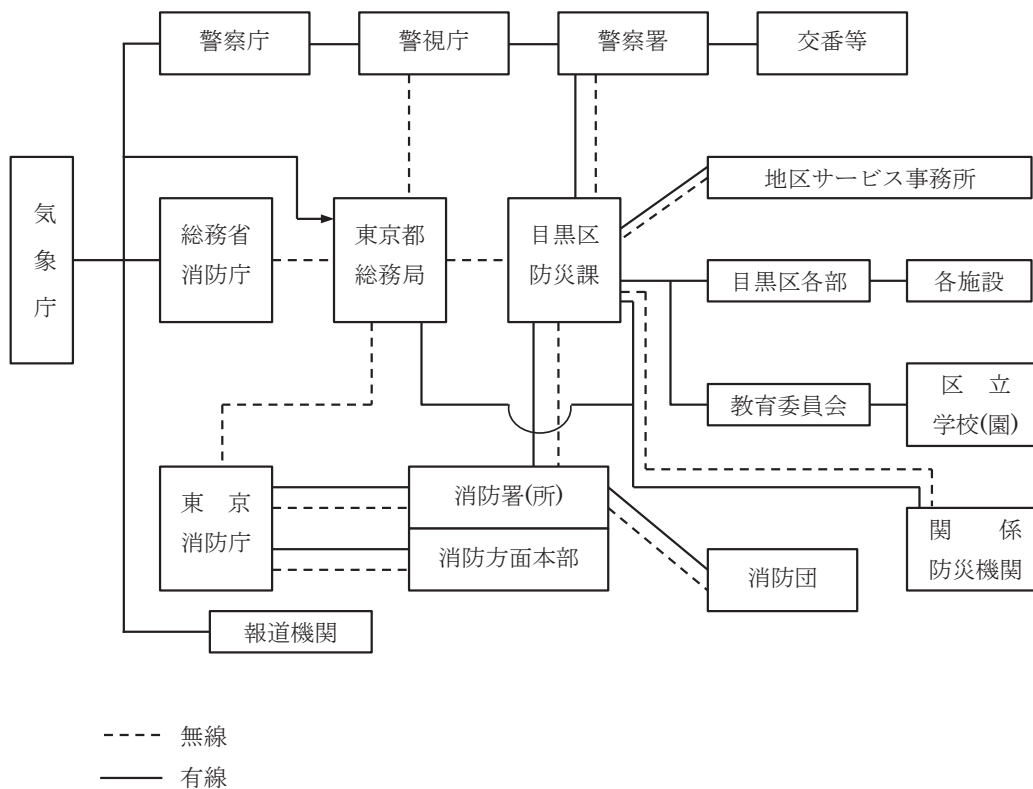


図 注意情報の伝達手順

2 伝達態勢

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部防災課は、注意情報を受けた場合は、直ちに、その旨を各部・教育委員会・関係防災機関に伝達します。 2 区各部は、1の伝達を受けた場合、あらかじめ定められた伝達方法により、部内各課・所管施設に伝達します。 3 教育委員会は、1の伝達を受けた場合、あらかじめ定められた伝達方法により、区立の各学校（園）長に伝達します。 4 子育て支援部子育て支援課及び総務部総務課は、1の伝達を受けた場合、私立幼稚園及び専修学校等の長に伝達します。 5 勤務時間外に注意情報を受けた場合は、あらかじめ定められた電話連絡網により、速やかに伝達します。
警察署	各署は、警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各交番等へ電話等により伝達します。
消防署	消防署（所）は、注意情報の通報を受けた時は、直ちに有線電話・消防無線等の手段により、消防団に連絡します。
その他の関係防災機関	注意情報の通報を受けたときは、直ちに内部に伝達するとともに、関係機関・団体の長へ伝達します。

第2 活動態勢

注意情報を受けた場合、区及び関係防災機関は、次の事項について必要な態勢をとることとします。

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制の規模 第2 非常配備態勢の人員を確保します。 2 職員の参集 勤務時間外の職員の参集連絡体制は、あらかじめ各部において定めることとします。 3 注意情報発表時の所掌事務 総務部防災課は各部課・関係防災機関の協力を得て次の所掌事務を行います。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整 (4) 警戒宣言の発令に備え、災害対策本部の設置準備を行います。
警視庁 第三方面本部 目黒警察署 碑文谷警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三方面本部長は、方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたります。 (2) 各警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたります。 2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集します。
消防署及び消防団	<p>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報収集体制を強化 (2) 震災対策資器材等の準備 2 震災非常配備態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 目黒区等への職員の派遣 (4) 救助・救急資器材の準備 (5) 情報受信体制の強化 (6) 高所見張員の派遣

	(7) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (8) その他消防活動上必要な情報の収集
NTT東日本	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、本社の地震災害警戒本部へ適宜の方法及び様式により報告します。また、本社の地震災害警戒本部は持株会社の情報連絡室に報告します。 1 通信そ通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 3 社員の確保及び避難の状況 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等
東急電鉄(株)	1 事故・災害対策本部の設置準備に入ります。 2 要員の非常招集を指令します。
首都高速道路(株)東京西局	注意情報を受けたときは、緊急体制をとり、速やかに役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置します。
その他の関係防災機関	注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとします。

第 3 区 の 職 員 態 勢

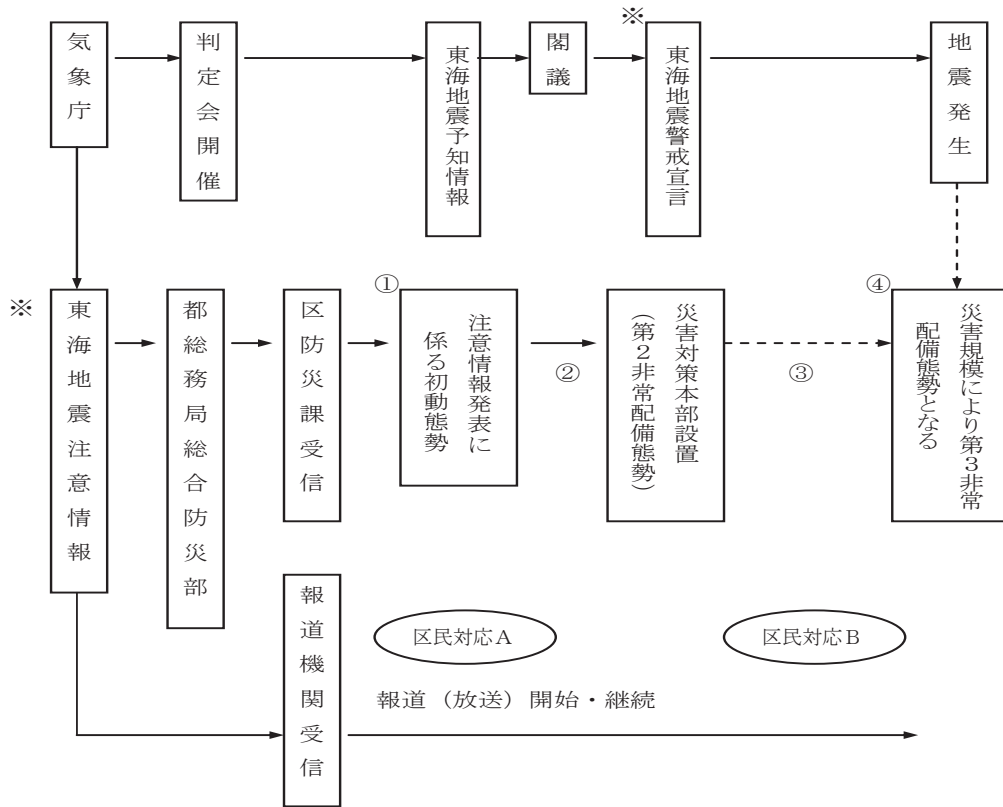


図 東海地震注意情報発表・警戒宣言の流れ

※注意情報並びに警戒宣言については、この発表・発令後に解除となる場合があります。

- ① 注意情報が報道されると同時に、区民からの問い合わせの対応や混乱防止等、【区民対応A】の活動が必要となります。このため、各課は第2非常配備態勢に該当する職員により、あらかじめ定められた初動活動を行います。
勤務時間外においては、所定の連絡網により情報の伝達を行います。また、報道等により注意情報の発表を知りえた場合は、連絡網によらず自動参集とします。
- ② 警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部（第2非常配備態勢）を設置しますので、この間に災害対策本部設置のための準備活動を行います。
- ③ 警戒宣言発令に伴い、社会的混乱防止のための広報活動、来庁・来館者の安全確保、児童・生徒の安全確保

保といった【区民対応B】の活動が必要となります。このため、災害対策本部を設置し、第2非常配備態勢により対応します。

- ④ 地震が発生した場合、震度5程度と予想されますが、災害規模・形態によっては、第3非常配備態勢に移行することもあり、全職員に関係するものです。

第4 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、観測結果から東海地震の前兆現象の可能性が高まったとして、判定会によるデータ分析を行っている時期であることから、住民の冷静な対応が望まれるところです。

したがって、この時期の広報内容については、住民が冷静に対応するよう呼びかける広報を重点として行います。

1 広報の内容

- (1) 注意情報の発表と今後の手順
- (2) 情報に注意するよう呼びかける。
- (3) 冷静に行動するよう呼びかける。
- (4) 家庭、職場などでの心得

2 広報の方法

目黒区防災行政無線、広報車等によって区民に広報します。

第5 混乱防止措置

注意情報発表の報道等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するために各防災機関は次のとおり対応します。

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 対応措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報の区民に対する広報 (2) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2 対応機関 総務部防災課が各部・各防災機関の協力を得て対処します。
東急電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努めます。 2 状況に応じ、改札規制及び入場制限等の措置を行います。 3 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止します。
NTT東日本	<p>注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、都民及び事業所等によるそ通が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されます。その際には、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に基づきにより措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関等の非常、緊急扱い電話及び非常、緊急扱い電報は最優先に確保します。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合、一般の通話の利用制限を行います。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保します。 4 災害用伝言ダイヤルの提供の準備を行います。

第5節 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める時は、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに強化地域に係る県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知します。

これを受けた県知事等は、地震防災対策を実施することになっています。

区の場合は、地震防災対策強化地域ではないが、東海地震が発生したときには震度5程度が予想されるため、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のための措置を講ずる必要があります。

本節においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとします。

第1 活動態勢

1 区の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられた場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置します。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、建物・設備等の被害状況及び対応すべき被災状況に応じ、総合庁舎、防災センターの順で決定します。なお、総合庁舎の被害状況にかかわらず、震度7の地震が発生した場合は、防災センターに災害対策本部を設置します。

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、災害対策基本法、災害対策本部条例、同規則及び同運営要綱の定めによるものとします。

(4) 災害対策本部の所掌事務

- ア 警戒宣言・地震予知情報及び各種情報の収集・伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定
- エ 防災機関の業務に関する連絡調整
- オ 住民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における配備態勢及び配備人員は、次のとおりです。

- ア 災害対策本部の非常配備態勢は、目黒区災害対策本部運営要綱第3章に定める第2非常配備態勢とします。
- イ 各部の配備人員は、あらかじめ定められた計画に基づき配備につくものとします。

2 防災機関の活動態勢

機 関	内 容
警察署	(1) 注意情報を受けた時点で、現場警備本部を設置します。 (2) 警察署長は、速やかに防災コーディネーターを区災害対策本部に派遣して、連絡体制を早期に確立します。
消防署及び消防団	警戒宣言時は、平素の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとります。 1 消防署 (1) 消防部隊の編成強化 (2) 警戒派遣所派遣隊派遣及び開設 (3) 関係防災機関への職員の派遣 (4) 資機材及び救急資機材の確保 (5) その他、消防活動上必要な情報の収集 (6) 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告 (7) 出火防止、初期消火等の広報の実施 (8) 高所見張り、情報活動部隊等による警戒態勢の確保 2 消防団 (1) 震災活動態勢の強化 (2) 資機材の準備
東急電鉄(株)	1 警戒宣言が発せられた場合、事故・災害対策本部を設置します。 2 本社及び現業機関等における防災対策の実施要員は、原則として関係所属長が必要と認める態勢により対処するものとします。
首都高速道路(株) 東京西局	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備えます。
その他の機関	各機関において適切な処置を講じます。

3 相互協力

警戒宣言が発せられた場合には、単一の防災機関のみでは防災活動が十分に行われない場合もあるので、区及び関係防災機関は、平素から各関係機関と十分に協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとします。

(1) 防災機関への応援要請

区と各関係防災機関、関係防災機関相互の応援は、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとします。

- ア 災害の状況及び応援又は応援のあつ旋を求める理由
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求める時のみ）
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする日時、期間
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項

第2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要です。このため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定めます。

1 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

警戒宣言、地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりです。

ア 関係防災機関の伝達系統及び伝達手段

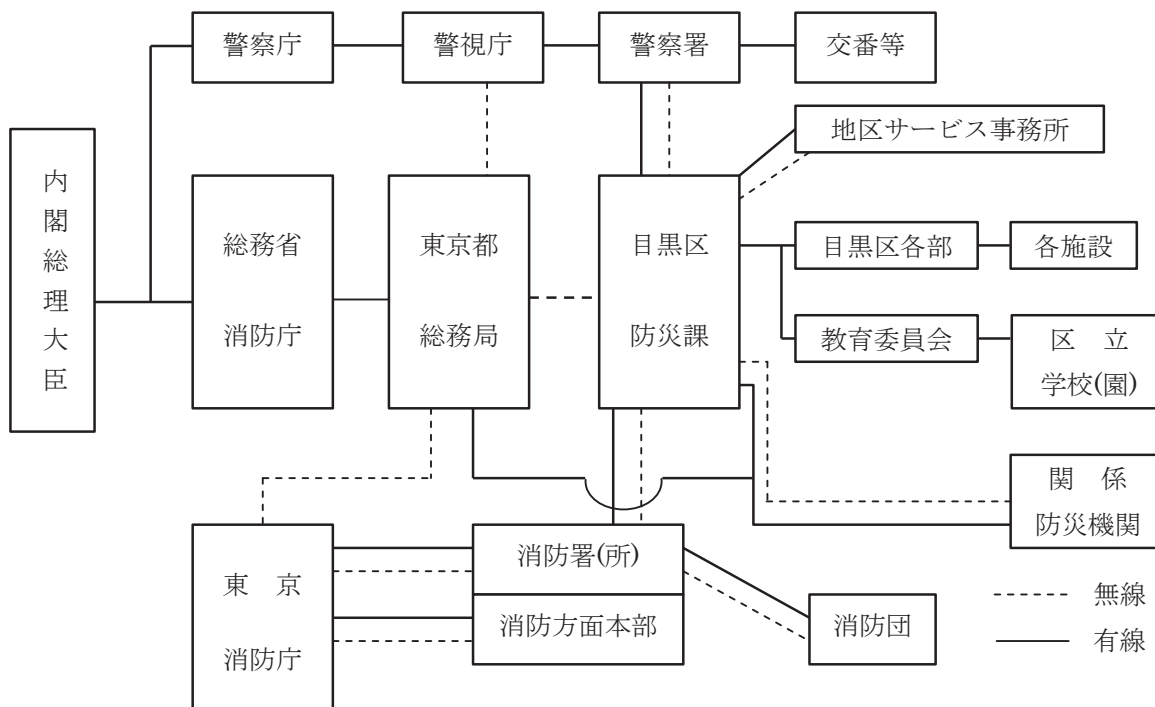


図 関係防災機関の伝達系統及び伝達手段

イ 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段

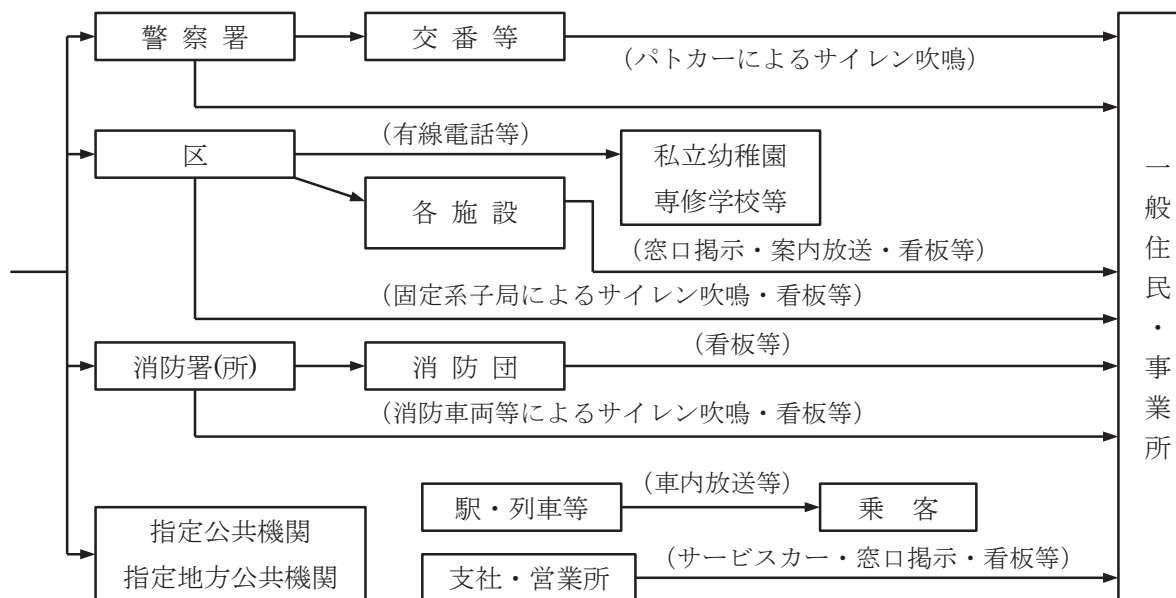


図 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段

(2) 伝達態勢

機 関	内 容
区	<p>1 区は、都から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部課・出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて区立学校（園）に伝達します。</p> <p>2 一般住民に対しては、関係防災機関（警察署・消防署）の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号（下図参照）並びに広報車、防災行政無線等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達します。</p> <p>3 子育て支援部子育て支援課及び総務部総務課は、1の伝達を受けたときは、私立幼稚園・専修学校等にその旨を伝達します。</p>
警察署	<p>1 警察署は、警視庁もしくは方面本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察無線等により、各課・各交番等に伝達します。</p> <p>2 警察署は、パトカー等のサイレン吹鳴及びマイク広報等により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。</p>
消防署	<p>1 消防署（所）は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線等により消防団に伝達します。</p> <p>2 消防署（所）は、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。</p>
東急電鉄(株)	本節の第5参照
その他の機関	警戒宣言の通報を受けたときは、直ちに内部に伝達するとともに、関係機関・団体へ伝達します。

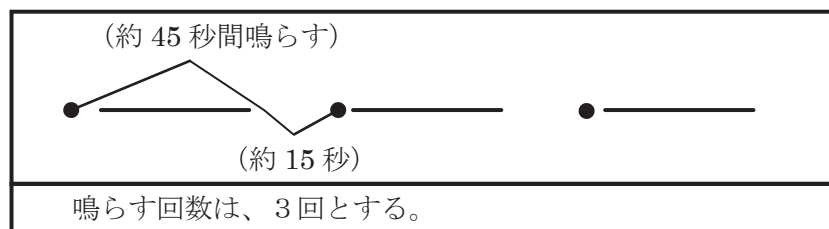


図 防災信号（サイレン）を鳴らすパターン

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた場合、伝達する事項は次のとおりとします。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路の混雑、電話の異常ふくそうなどの混乱が予想されます。

これらに対処するため、区及び関係防災機関は必要な対応及び広報を行います。

(1) 区の広報

警戒宣言が発せられた場合は、次の事項を中心に住民に対する広報活動を行います。

なお、特に重要な広報は案文をあらかじめ定めておくものとします。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 区民及び事業所のとるべき防災措置
 - 火気の注意
 - 水のくみおき
 - 家具の転倒防止等
- (ウ) 冷静な対応の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等を最大限に活用して広報活動を行うものとします。

(2) 関係防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、都に準じて行うものとします。その主なものは、次のとおりです。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況及び住民並びに施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各機関は広報責任者・従業員・顧客・区民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておくものとします。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員・顧客等の動揺・混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとします。
- (ウ) 顧客等への伝達は反復継続して行うものとします。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとします。

第 3 消防・危険物対策

1 広報活動（区、消防署）

区民および事業所に対し、次により呼びかけを行います。

区民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ・ラジオ及び警察・消防・区からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊・落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報収集 伝達等	1 テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止 及び退社等	1 劇場、映画館等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅や時差退社を徹底し、駅等への乗客集中防止 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物・薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒・落下防止措置

2 消防対策・部隊等の派遣（消防署）

(1) 警戒派遣所の設置

消防署（所）から遠距離となる地域（大橋地区、東が丘地区）に警戒派遣所を設け、ポンプ隊を派遣します。

(2) 消防団との連携強化

消防団、分団との連携を強化するため、消防団資機材格納庫に消防職員を派遣し、次の活動を行います。

- ア 署隊本部の命令の周知徹底と署隊本部への報告
- イ 担当分団の警戒体制及び災害活動の指導
- ウ 消防団員からの情報収集と署隊本部への報告

(3) 防災指導

移動防災指導班を編成して、次の活動を行います。

- ア 火災重点地域等の自主防災組織に対する出火防止・初期消火の指導
- イ 特定の火気使用施設及び重点地域に対する出火防止・初期消火の指導
- ウ 特定事業所の消防計画事項のうち、特に重要な事項の確認指導
- エ 事業所等の消防活動上必要な情報の収集

(4) 情報の収集

- ア 消防署（所）ごとに高所見張所を設け、情報収集を行います。
- イ 消防団は計画に基づく巡回順路を巡回して情報を収集します。
- ウ 一般住民からの情報収集を積極的に推進します。
- エ 関係防災機関派遣員、移動防災指導班等から情報を収集します。

3 危険物対策（消防署）

(1) 石油類危険物取扱い施設

危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導します。

- ア 操業の制限・停止
- イ 流出拡散防止等資機材等の点検、配置
- ウ 緊急遮断装置の点検・確認
- エ 火気使用の制限又は禁止
- オ 消火設備等の点検・確認

(2) 化学薬品等の取扱い施設

学校・病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導します。

- ア 転倒、落下、流出拡散等の防止措置
- イ 引火又は混合等による出火防止措置
- ウ 化学薬品等の取扱いの中止又は制限
- エ 火気使用の中止又は制限
- オ 消火設備等の点検・確認

(3) 危険物輸送

- ア 出荷、受入を制限するか、又は停止させます。
- イ 輸送途上における遵守事項を徹底させます。

第4 警備・交通対策

1 警備対策（警察署）

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられた後、現場警備本部において、広聴及び広報体制を整え、区民からの問い合わせに万全を期します。

ア 広報重点地区

予想危険箇所、幹線道路、駅前、商店街等多数の人が集まる場所

イ 広報の手段及び方法

- (ア) 広報車、パトカー等による広報
- (イ) 交番等の備付け拡声器による広報

ウ 広報の内容

- (ア) 警戒宣言の内容
- (イ) 東京での予想震度
- (ウ) 防災対策の実施の徹底
- (エ) その他特に必要な事項
- (オ) 不法事犯等を予防するため正確な情報の伝達

(2) 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点をおき、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止します。

- ア 都内の実態把握に努めます。
- イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消します。
- ウ 不法事案の予防及び取締りを実施します。

2 交通対策（警察署）

（1）基本方針

警戒宣言発令時における道路の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じます。

- ア 都内の車両の通行は、できる限り抑制します。
- イ 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限します。
- ウ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制します。
- エ 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図ります。

（2）運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両

- （ア）警戒宣言発令を知ったときは、慌てることなく低速で走行します。
- （イ）目的地まで走行したら、以後車両を使用しないものとします。
- （ウ）バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、安全な方法で走行するものとします。
- （エ）カーラジオ等で、地震情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動します。
- （オ）危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとることとします。
- （カ）現場の警察官の指示に従うものとします。

イ 駐車中の車両

- （ア）路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発令された後はできる限り使用しないこととします。
- （イ）路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場などへ移動するものとします。（やむを得ずそのまま路上に駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて、エンジンキーをつけたままドアロックしないこと。この場合、貴重品は車内に残さないこと。）
- （ウ）警戒宣言が発せられても、原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないものとします。

（3）警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、次の規制を行います。

ア 環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限します。

イ 都県境

- （ア）神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わないものとします。
- （イ）埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しないものとします。

ウ 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線（国道16号線）については、必要に応じて通行を制限します。

エ 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限します。都県境においては、前記（3）イに準ずるものとします。

（4）交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置します。

（5）緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行います。

3 道路管理者等をとるべき措置

（区都市整備部、東京都第二建設事務所、首都高速道路㈱）

（1）区（都市整備部）

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、避難道路・緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路（橋りょう・横断歩道橋を含む）の状況を把握するため、緊急巡回を実施します。

- (ア) 発見された損傷等については、速やかに補修を行い、緊急車両の円滑な運行の確保を図ります。
- (イ) 沿道に危険物が発見されたら、直ちにその所有者に勧告を発し、安全対策をとるよう要請します。
- (ウ) 河川等については、緊急巡回を行い、状況を把握するとともに必要な措置を講じます。
- (エ) 区立の公園・児童遊園等については、緊急巡回を行い、状況を把握するとともに、各種施設については必要な措置を講じます。

イ 工事中の箇所についての安全対策

- (ア) 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止します。
 - (イ) 可能な限り工事箇所の埋戻しを行います。
 - (ウ) 必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じます。
 - (エ) 道路上の作業帯については、一般交通に及ぼす影響を最小限度にとどめるよう、必要な措置を講じます。
 - (オ) 搬入されている工事用仮設物及び資機材の保全について必要な措置を講じます。
- ウ 地震発生に備え、必要な資機材については、緊急に確保するとともに、保有されている資機材についても、速やかに点検整備を行います。

(2) 東京都第二建設事務所

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害になるおそれのある道路の損傷等について緊急特別点検を実施します。

イ 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行を確保します。

(3) 首都高速道路株式会社

警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行います。

- ア 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行います。
- イ 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客さまに対して、規制状況等必要な情報について広報を行います。
- ウ 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備、非常口扉及びトンネル防災設備等の点検を行います。
- エ 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努めます。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じます。

第5 公共輸送対策

1 鉄道輸送対策（東急電鉄(株)）

(1) 情報伝達

- ア 列車及び駅等に対しては、列車無線等により情報を伝達します。
- イ 旅客に対しては、駅の案内放送、車内放送並びに掲示等により、適切なタイミングで警戒宣言の内容等を周知します。

(2) 運行方針

ア 列車運行措置

優等列車等の運転を取りやめ、間引き運転を行います。駅等で混乱が発生し、安全を確保できないと判断した場合は、運転を中止する場合があります。

※ 輸送力は平常ダイヤよりかなり減少します。

イ 主要駅での対応措置

- (ア) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めます。
- (イ) 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行います。
- (ウ) 状況により、警察官の応援を要請します。

2 バス対策（東急バス（株））

（1）情報伝達

バス車載ラジオ・車載無線により情報を受信、車内の乗客に伝達します。

（2）運行方針

地域や道路の状況に応じ、可能な限りの運行を行います。

（3）運行計画

（ア）津波発生の有無、火災や建物損壊情報等、報道の範囲で被災の概要を把握します。

（イ）乗務員、乗客の安否確認を最優先に現状把握と情報提供に努めます。

（ウ）安全上、停車場所に問題がある場合は、危険を回避出来る場所まで、ハザードランプを点灯したまま、移動させる指示をします。

（エ）運行状況等の正確な情報を会社トップまで把握できるよう報告する。

（オ）重大事故等発生に対応するべく、関係向けに速報する必要性上、時系列で対応状況を記録しておきます。

第6 学校、病院、福祉施設対策

1 学校（幼稚園・こども園、小学校、中学校）

（1）在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合、授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休園・休校とします。

イ 帰宅にあたって、幼児・児童・生徒については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡します。

ウ 残留する幼児・児童・生徒については、保護者に引き渡すまでは学校（園）において保護し、その旨を区教育委員会教育指導課へ速やかに連絡します。

エ 特別支援学級の児童・生徒については、保護者に引き渡し、引き取りのない者については学校で保護します。

（2）校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（自然宿泊体験教室、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従うものとします。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を区教育委員会教育指導課に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力します。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとります。

帰校（園）後は、幼児・児童・生徒の在校時と同様の措置をとります。

強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従うものとします。区教育委員会教育指導課への報告、保護者への連絡は前項と同様の処置をとります。

（3）家庭にいる時

ア 警戒宣言が発せられた場合、登校を取り止め、学校（園）の指示があるまで自宅に待機させます。

イ 登下校途中で警戒宣言が発せられたことを、児童・生徒が無線、広報車等で知ったときは、直ちに通学路を通して帰宅させます。なお、学校の近くにいる場合や家に保護者がいない場合は、学校に戻るようさせます。

（4）その他

ア 警戒宣言解除の情報は、テレビ・ラジオ等の手段により得るものとします。

なお、解除後の授業の再開については、区教育委員会と協議のうえ決定することとします。

イ 警戒宣言に伴う対応策を含めた学校の防災計画については、平常から保護者に対し十分に周知徹底を図り、理解と協力を求めます。

2 病院・診療所、保健所（区医師会、区）

（1）診療体制

機 関	外来診療、相談・検診等	入院患者	手術等
〔 医師会 民間病院 診療所 〕	医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行います。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与えます。	医師の判断により日程変更可能な手術・検査は延期します。
〔 区 保健所 保健センター 〕	原則として、平常どおり相談・検診等の業務を行います。		

（2）防災措置

病院・診療所、保健所には、医薬品類等の危険物が多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じます。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 薬品、危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認

（3）その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡します。

3 福祉施設等

警戒宣言が発せられた場合、各施設は直ちに閉鎖し、次の措置を講じます。

（1）施設利用者についての措置

保育中の乳幼児、児童及び通所施設の通所者については、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き渡します。なお、引き取りのない者については、園等において保護します。

（2）収容施設の防災措置

- ア 施設設備の点検
- イ 落下物の防止措置

（3）その他

- ア 入所者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知
- イ 関係機関との緊密な連絡

第7 劇場、公共施設等対策

劇場、公共施設等不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から次の対応措置を講じます。

機 関	対象施設	対 応 措 置
消防署	劇場、映画館 ほか	消防計画に基づき実施させるが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとします。 1 混乱防止の観点から、営業を自粛するよう要請します。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導します。 2 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導します。 3 火気使用の中止又は制限 4 消防用設備等の点検及び確認 5 避難施設の確認 6 救急措置に必要な資材の準備
区	区立図書館、 ホールほか区 の公共施設	1 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接通知し、閉館します。 ホール等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者と協議のうえ、中止を要請し閉館します。 2 職員の役割分担の確認を行い防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置等を実施します。 3 エレベーターは運転を停止し、階段を利用するよう指導します。

第8 電話・電報対策（NTT東日本）

1 注意情報の報道開始後の混乱防止措置

（1）電話

注意情報の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び区民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されます。

この場合において、防災機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行います。

ア 確保する業務

- （ア）防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- （イ）公衆電話（緑色、グレー）からの電話
- （ウ）非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報

イ 可能な限りにおいて取扱う業務

- （ア）一般加入電話からのダイヤル通話
- （イ）一般電報の発信及び電話による配達
- （ウ）防災関係機関等からの緊急な要請への対応
 - ① 故障修理
 - ② 臨時電話、臨時専用線等の開通

【注】ただし、避難指示発令下においては実施しない業務があります。

（2）電報

判定会招集の報道以降、電報の取扱量も増大することが予想されますが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行います。

ア 東京地域内から発信される電報

- （ア）防災機関等の非常・緊急の取扱いは確保します。
- （イ）一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承認するものに限り受け付けます。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付けるものとします。

イ 東京地域内に着信する電報

可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達します。

2 広報

注意情報の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ・ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施します。

- (1) 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段
(自動通話に関するもののほか、番号案内業務を含む。)
- (2) 電報の受付及び配達状況
(遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知を含む。)
- (3) 加入電話等の開通
- (4) 利用者に対し協力を要請する事項
業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び特別災害用公衆電話の利用あるいは、通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等
- (5) 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知
- (6) その他必要とする事項

3 防災措置の実施

防災に備え、次のとおり防災措置を講じます。

- (1) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (2) 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配
- (3) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認
- (4) 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護
- (5) 工事中の施設の安全措置
- (6) 可動物品の固定
- (7) 可燃物、危険物の安全措置

第9 電気、ガス、上・下水道対策

1 電気（東京電力パワーグリッド(株)品川支社）

- (1) 電気の供給
警戒宣言が発せられた場合においても、電気の供給は継続します。
- (2) 人員、資機材の点検確保
 - ア 要員の確保
対策要員は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係各所からの呼集を待つことなく速やかに所属事業所に参集します。
 - イ 資材の確保
警戒宣言が発せられた場合、工具、車両、発電車を整備確保して、応急出動に備えるとともに、手持資材の数量確認及び緊急確保に努めます。
- (3) 施設の予防措置
警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じます。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮します。
 - ア 特別巡視及び特別点検等
地震予知情報に基づき電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施します。
 - イ 通信網の確保
保安通信設備の点検・整備を行い、必要に応じ緊急運用体制を確立します。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防及び関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努めます。
 - ウ 応急安全措置
仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施します。

2 ガス（東京ガス（株）東京中支店）

（1）ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給は継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じうる非常体制を確立します。

（2）工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物については、状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断します。

（3）対策要員の確保

勤務時間内外・休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し警戒態勢を確保します。

（4）警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

- （ア） 不使用ガス栓の閉止の確認
- （イ） 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保
- （ウ） 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

- （ア） テレビ、ラジオ等の広報媒体、インターネット等

3 上水道（都水道局南部支所及び目黒営業所）

警戒宣言が発せられた場合においても水は平常通り供給するが、関係機関と密接な連携をとりながら、発災までの時間に次の措置を講じます。

（1）工事中の現場における応急措置

工事に地震が発生した場合、重大な事故を起こす危険があるため、次の措置を講じます。

- ア 当局の工事は一時中止して安全措置を行う。また掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行います。
- イ 当局施設が他企業の工事現場内にある場合については、安全性を相互で確認するとともに、必要に応じ安全強化措置を講じます。

（2）発災後の応急対策に対する準備

発災した場合の応急活動に即座に対応できるよう、次のことを準備しておくものとします。

ア 水の確保関係

- （ア） 水の確保のための職員の動員態勢及び職務分担の確認
- （イ） 給水タンク等水の確保用資機材の点検・整備
- （ウ） その他必要なこと。

イ 応急復旧関係

- （ア） 応急復旧のための職員態勢及び職務分担の確認
- （イ） 応急復旧用資機材の点検・整備
- （ウ） その他必要なこと。

（3）広報

警戒宣言発令中の広報については、飲料水の汲み置き等の要請を中心として次の要領で実施するものとします。

項 目	説 明
広報の内容	飲料水 生活用水 飲料水の水質
広報の方法	1 テレビ・ラジオに放送を依頼する。 2 広報車・区防災行政無線等をもって実施する。

4 下水道（都下水道局南部下水道事務所）

施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないようにするため、次の措置を講じます。

- (1) 管渠施設の巡視・点検の強化及び整備
- (2) 工事を即時中断し、安全措置を講じ、応急資機材の状況の把握と準備を行います。

第10 生活物資対策

1 営業の確保

区は平常時より食糧、身のまわり品等の生活必需品を取扱う区内の小売業者、卸売業者、スーパーマーケット、その他これらに関係する団体等と密接な連絡をとり、警戒宣言が発せられた場合においても、できるだけ営業を継続し、売り惜しみをしないよう、協力を要請します。

2 区民に対する要請

区民に対しては、警戒宣言が発せられても、①生活必需品の営業は継続していること、②売り惜しみはしないので買い急ぎ、買いだめをしないこと等を広報紙等で啓発するとともに、警戒宣言時には広報車、無線等により、住民に呼びかけます。

第11 金融対策

警戒宣言が発せられた時は、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、関係機関と協力して次に掲げる措置を講ずるものとします。

1 金融機関の業務確保

金融機関に対して、原則として平常どおり営業を行うよう要請します。

2 顧客への周知徹底

来店のお客様に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えてその旨を店頭掲示するよう要請します。

第12 避難対策

警戒宣言が発せられた場合、区の予想震度は5程度であり、家屋等が倒壊することはほとんどないと想定されるので、原則として避難する必要はありません。しかし、崖、擁壁の集中する地区については、警戒宣言が発せられた場合には、崖、擁壁から避難するよう広報車等で安全指導を行います。

第13 救援・救護対策

1 給水態勢

(1) 応急態勢の確立

発災後に備え、応急資機材の点検・整備を行います。

2 食糧等の供給態勢

(1) 職員の配置

警戒宣言が発せられた場合、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送・供給を行うため、各倉庫に職員を配置し、待機の態勢をとります。

(2) 食糧輸送

食糧の輸送を確保するため、区所有の車両の待機を、総務部総務課を通じて指令します。

(3) 食糧調達

区と優先供給・提供協定を締結している業者等に待機態勢をとるよう要請します。

(4) 生活必需品の調達

区と優先供給・提供協定を締結している業者等に待機態勢をとるよう要請します。

3 医療救護態勢

(1) 医療救護態勢の確立

保健センターにおける医療救護態勢を確立します。

(2) 医師会等に対する派遣の準備要請

区は発災に備え、目黒区医師会、目黒区薬剤師会等関係機関に対し医療救護班の編成準備、医療器具及び医薬品の供給準備等を要請します。

(3) 医療施設への準備要請

区は、発災による要救護者の移送に備え、医療施設に対し収容態勢の準備を要請します。

第 6 節 区民・事業所等のとるべき措置

東京は「東海地震」が発生した場合、震度5程度になると予想されます。

震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないものの、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる物的被害や、また、混乱による人的被害が予想されます。

このため、目黒区及び関係防災機関は万全の措置を講ずるものですが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きいといえます。

本節においては、区民、防災区民組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとします。

第 1 区民のとるべき措置

1 平常時

(1) 日頃から出火防止に努めます。

ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をします。

イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置しておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管します。

ウ ガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検します。

(2) 消火用具を準備します。

消火器等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置きます。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行います。

ア タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定します。

イ 家具・テレビ等の上に物を置かないようにします。

ウ 窓ガラスの古いパテは取替えます。ガラス飛散防止フィルム等を貼ります。

エ ベランダの物品を整理し、屋根の工作物及び看板等は落下しないような措置をとります。

(4) ブロック塀等の点検補修をします。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど倒壊防止の措置を行います。作り替える時は、緑の生け垣や金網のフェンスにします。

(5) 食糧や非常持出品を準備しておきます。

ア 家族が必要とする3日分の食糧・飲料水

イ 三角巾、絆創膏などの医薬品

ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品

エ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具

- (6) 家族で対応措置について話し合っておきます。
 - ア 警戒宣言時及び地震発生時における家族の役割分担を取り決めておきます。
 - イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておきます。
- (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。
- (8) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報について、避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備えます。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動します。
 - ア テレビ・ラジオ、区の防災行政無線等の情報に注意します。
 - イ あわてた行動をとらないようにします。
- (2) 電話の使用を自粛します。
- (3) 自動車の利用を自粛します。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行います。
 - ア 区等の防災信号（サイレン）に注意します。テレビ・ラジオのスイッチを常に入れておき情報の入手に努めます。
 - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意します。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合います。
- (2) 火気の使用に注意します。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにします。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認します。
 - ウ ガスメーターコックの位置を確認します。
 - エ 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認します。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検します。
- (3) 消火器等の設置場所、消火用水を確認します。
- (4) 家具の転倒防止措置を確認します。
 - 棚の中の重い物をおろします。
- (5) ブロック塀等を点検します。
 - 危険箇所は、ロープを張るなど付近に近よらせないような措置をとります。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図ります。
- (7) ベランダの植木鉢等の片付けを再点検します。
- (8) 飲料水のくみおきをします。
- (9) 食糧、医薬品、防災用品を確認します。
- (10) 火に強くかつ動きやすい服装にします。（木綿製など）
- (11) 電話の使用を自粛します。
 - 役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控えます。
- (12) 自家用車の利用を自粛します。
 - ア 車両はできる限り使用しないようにします。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移動するようにします。
- (13) 幼児・児童の行動に注意します。
 - ア 幼児・児童が屋外にいる場合は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所に移動させます。
 - イ 幼児・児童・生徒が登校（園）している場合は、学校（園）事前の計画に基づいて対応します。（第5節 第6 1を参照）
- (14) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせるようにします。
- (15) エレベーターの使用は避けるようにします。
- (16) 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- (17) 不要な預貯金の引き出しを自粛します。

(18) 食糧品などの買い急ぎをしないようにします。

第2 防災区民組織のとりべき措置

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にします。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施します。
- (3) 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握します。
- (4) 情報の伝達態勢を確立します。
- (5) 地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておきます。
- (6) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図ります。
- (7) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図ります。
- (8) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えます。
- (9) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進します。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオ、区の防災行政無線等の情報に注意します。
- (2) 地区内住民に冷静な行動を呼びかけます。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達します。
- (2) 防災区民組織本部を設置します。
- (3) 地区住民に「区民のとりべき措置」を呼びかけます。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行います。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行います。
- (6) 高齢者や病人等災害要援護者の安全に配慮します。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意をします。
- (8) 救急医薬品等を確認します。
- (9) 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行います。

※ 防災区民組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動をとります。

第3 事業所等のとりべき措置

1 平常時

- (1) 事業所等は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む。）に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとします。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次のとおりです。

- ア 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄り駅、建築構造及び周辺市街地状況等）事業内容等を考慮した実効性のあるものとします。
 - イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火防止、混乱の防止等を重点に作成するものとします。
 - ウ 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとします。
 - エ 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとします。
 - オ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとします。
- (2) 従業員等に対して防災教育を実施します。
 - (3) 自衛消防訓練を実施します。
 - (4) 情報の収集・伝達体制を確立します。
 - (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を行います。

(6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄をします。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手します。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認します。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備します。
- (4) その他状況により必要な防災措置を行います。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立します。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達します。
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意します。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等をとれるようにします。
この場合、心身障害者（児）、高齢者等の安全確保に留意します。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食糧品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続します。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとします。
- (5) 火気使用設備・器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じます。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出・漏えい防止のための措置を確認します。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等の点検をし、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じます。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下・破損防止措置を確認します。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止します。特に都・区・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控えます。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限します。
- (10) 救助・救急資機材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備します。
- (11) 建築工事・トンネル工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じます。
- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常通りの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとします。
ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しないものとします。

第2章

南海トラフ巨大地震対策



第1節 対策の考え方

東京都では、内閣府が平成24年8月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）を踏まえ、都における詳細な被害を明らかにするため、東京都防災会議の地震部会において検討を進められてきました。

平成25年5月に、その結果が「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」報告書として公表され、令和4年には、その内容の更新が図られました。

南海トラフ巨大地震は、東海地震を包括した最大級の地震です。被害想定を受け、目黒区において必要な対策を示します。

第2節 対策の方向性・到達目標

東京都の被害想定によれば、区内の震度分布は、震度5弱から震度5強となっており、第1部において示した首都直下地震等の想定結果より低くなっています。

建物被害・人的被害、ライフラインの被害は、首都直下地震等の被害想定よりも大きく下回ると想定されることから、これまでの対策を推進することが、南海トラフ巨大地震への備えとなると考えられます。

目黒区地域防災計画
(令和5年修正) 本冊

昭和56年3月合本 第1次修正
令和5年12月合本 第34次修正

発行 目黒区

編集 目黒区防災会議

事務局(目黒区危機管理部地域防災推進課)

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03(5722)7764

FAX 03(5722)7936

印刷 株式会社勝村印刷所